

源泉徴収のための退職所得控除額の表（令和８年分）
（所得税法別表第六）

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
2年以下	千円	千円	24年	千円	千円
	800	1,800		10,800	11,800
3年			25年		
				11,500	12,500
4年			26年		
				12,200	13,200
5年			27年		
				12,900	13,900
6年			28年		
				13,600	14,600
7年			29年		
				14,300	15,300
8年			30年		
				15,000	16,000
9年			31年		
				15,700	16,700
10年			32年		
				16,400	17,400
11年			33年		
				17,100	18,100
12年			34年		
				17,800	18,800
13年			35年		
				18,500	19,500
14年			36年		
				19,200	20,200
15年			37年		
				19,900	20,900
16年			38年		
				20,600	21,600
17年			39年		
				21,300	22,300
18年			40年		
				22,000	23,000
19年			41年以上	22,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに700千円を 加算した金額	23,000千円に、 勤続年数が40年 を超える1年ご とに700千円を 加算した金額
20年					
21年					
22年					
23年					

(注) この表における用語の意味は、次のとおりです。

- 「勤続年数」とは、退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算した一定の年数をいいます（所得税法施行令第69条）。
- 「障害退職の場合」とは、障害者になったことに直接基因して退職したと認められる一定の場合をいいます（所得税法第30条第6項第3号）。
- 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいいます。

(備考)

- 退職所得控除額は、2に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行に当てはめて求めます。この場合、一般退職のときはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、また、障害退職のときはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額です。
- 所得税法第30条第6項第1号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額です。

課税退職所得金額の算式の表（令和８年分）

退職手当等の区分	課税退職所得金額
一般退職手当等（※1） の場合	$(\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$
短期退職手当等（※2） の場合	① 短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額≤300万円の場合
	$(\text{短期退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$
特定役員退職手当等（※3） の場合	② 短期退職手当等の収入金額－退職所得控除額＞300万円の場合 $150\text{万円} + \{\text{短期退職手当等の収入金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額})\}$
	特定役員退職手当等の収入金額－退職所得控除額

(※) 1 一般退職手当等とは、退職手当等のうち、短期退職手当等及び特定役員退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。

- 短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合には、その期間を含めて計算します。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
- 特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

(注) 1 課税退職所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

- 本年中に一般退職手当等、特定役員退職手当等又は短期退職手当等のうち2以上の退職手当等がある場合の課税退職所得金額の計算方法については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「短期退職手当等Q&A」をご確認ください。

退職所得の源泉徴収税額の速算表（令和8年分）

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額=((A)×(B)−(C))×102.1%
1,950,000円以下	5 %	—	$((A) \times 5 \%) \times 102.1 \%$
1,950,000円超 3,300,000円 〃	10%	97,500円	$((A) \times 10 \% - 97,500円) \times 102.1 \%$
3,300,000円 〃 6,950,000円 〃	20%	427,500円	$((A) \times 20 \% - 427,500円) \times 102.1 \%$
6,950,000円 〃 9,000,000円 〃	23%	636,000円	$((A) \times 23 \% - 636,000円) \times 102.1 \%$
9,000,000円 〃 18,000,000円 〃	33%	1,536,000円	$((A) \times 33 \% - 1,536,000円) \times 102.1 \%$
18,000,000円 〃 40,000,000円 〃	40%	2,796,000円	$((A) \times 40 \% - 2,796,000円) \times 102.1 \%$
40,000,000円 〃	45%	4,796,000円	$((A) \times 45 \% - 4,796,000円) \times 102.1 \%$

（注）求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

月額表の甲欄を適用する給与等に対する源泉徴収税額の電算機計算の特例

給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の額は、「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めることができますが、その給与等の支払額に関する計算を電子計算機などの事務機械によって処理しているときは、月額表の甲欄を適用する給与等については、以下の別表（別表第一～別表第四）を用いて源泉所得税及び復興特別所得税の額を求めることができる特例が設けられています。

〔源泉徴収税額の計算方法〕

その月の社会保険料等を控除した後の給与等の金額(A)から、別表第一により算出した給与所得控除の額及び別表第三により求めた基礎控除の額並びに別表第二に掲げる配偶者（特別）控除の額及び扶養控除の額又は特定親族特別控除の額の合計額を控除した残額（課税給与所得金額(B)）を、別表第四に当てはめて源泉徴収すべき税額を求めます。

〔電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法(平成24年3月31日財務省告示第116号(令和7年4月30日財務省告示第123号改正))(令和8年分)〕

別表第一

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額(A)		給 与 所 得 控 除 の 額
以 上	以 下	
円	円	
—	158,333	54,167円
158,334	299,999	$(A) \times 30 \% + 6,667円$
300,000	549,999	$(A) \times 20 \% + 36,667円$
550,000	708,330	$(A) \times 10 \% + 91,667円$
708,331	—	162,500円

（注）給与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とします。

別表第二

配 偶 者（ 特 別 ） 控 除 の 額	31,667円
扶養控除の額又は特定親族特別控除の額	31,667円×源泉控除対象親族の数

別表第三

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額(A)		基 礎 控 除 の 額
以 上	以 下	
円	円	
—	2,120,833	48,334円
2,120,834	2,162,499	40,000円
2,162,500	2,204,166	26,667円
2,204,167	2,245,833	13,334円
2,245,834	—	0円

別表第四

その月の課税給与所得金額(B)		税 額 の 算 式
以 上	以 下	
円	円	
—	162,500	$(B) \times 5.105 \%$
162,501	275,000	$(B) \times 10.210 \% - 8,296円$
275,001	579,166	$(B) \times 20.420 \% - 36,374円$
579,167	750,000	$(B) \times 23.483 \% - 54,113円$
750,001	1,500,000	$(B) \times 33.693 \% - 130,688円$
1,500,001	3,333,333	$(B) \times 40.840 \% - 237,893円$
3,333,334	—	$(B) \times 45.945 \% - 408,061円$

（注）税額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもってその求める税額とします。